

(アルコール依存症関係)

診 断 書

(宮城県公安委員会提出用) ⑰

1	氏名	男	・	女			
	生年月日	M. T. S. H	年	月	日生	(歳)
	住所						
2	医学的判断						
	○ 病名	(F)				
	○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)						
	○ 参考事項 (入院期間： 年 月 日～ 年 月 日) (通院期間： 年 月 日～ 年 月 日 又は 現在通院中)						
3	現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見						
	ア アルコール依存症について断酒を継続し、かつアルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害 (アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等) のない状態を続け、再飲酒するおそれが低いと認められ、運転を控えるべきとはいえない。						
	イ 運転を控えるべきであるが、6 か月経過後に前記アになると診断できることが見込まれる。						
	ウ 運転を控えるべきであるが、6 か月より短期間 (月 間) で上記アとなると診断できることが見込まれる。						
	エ 上記以外 (アからウのいずれも該当しない。) (「病状から、運転を控えるべき」と認められる等。)						
4	その他参考事項						

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

令和 年 月 日

病院又は診療所等の名称、所在地

担当診療科名

担当医師名

印

【診断書作成に当たっての留意事項】

病状（症状）を踏まえ、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断、操作能力の有無等により、運転の可否を判断する。

医学的判断について

《病名》

- 状態像ではなく、病名を記載する。ただし、病気とは認められない旨の診断がある場合には、「〇〇の症状（状態像）があるが、病気とは認められない」と記載する。
- （F ）には、ICD-10による診断分類を記載する。（可能な限り数字コード2桁以上とする。）

《総合所見》

- 3の意見を導く根拠となる症状や経過等を具体的に記載する。

現時点での病状を（改善の見込み等）についての意見

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- ア、イ、ウ、エのいずれかを○で囲む。
病状（症状）を踏まえ、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断、操作能力の観点から、
 - ・ 運転に支障がないと認められる場合は、**ア**
 - ・ 運転に支障があると認められる場合は、**イ、ウ又はエ**この場合は、その理由を総合所見欄に記載する。
- ウにおいて、6か月よりも短期間（ ）か月）で判断できる見込みがある場合には、（ ）に当該期間（1か月～5か月）を記載する。

その他参考事項

- 前記2及び3以外に特に記載すべき事項を記載する。

【診断書作成者等】

- 臨時適性検査の場合には「専門医」に○印を付し、主治医である場合には「主治医」に○印を付す。主治医が臨時適性検査を行う場合には、両方に○印を付す。